

大阪府建設工事競争入札参加資格審査における等級区分及び工事金額

平成23年度

■工事種別の等級区分及び工事金額

工事種別	等級	等級区分評点	工事金額	
土木一式工事	AA	1410以上	13億5000万円以上	
	A	1150～1409	3億5000万円以上	13億5000万円未満
	B1	1015～1149	1億8000万円以上	3億5000万円未満
	B2	825～1014	9000万円以上	1億8000万円未満
	C	710～824	9000万円未満	
	D	709以下	2000万円未満	
建築一式工事	AA	1370以上	8億円以上	
	A	1120～1369	6億円以上	15億円未満
	B1	945～1119	3億5000万円以上	6億円未満
	B2	840～944	1億8000万円以上	3億5000万円未満
	C	730～839	5000万円以上	1億8000万円未満
	D	729以下	5000万円未満	
電気工事 管工事	A	1070以上	2億円以上	
	B1	915～1069	1億円以上	2億円未満
	B2	785～914	5000万円以上	1億円未満
	C	725～784	2000万円以上	5000万円未満
	D	724以下	2000万円未満	
舗装工事	A	900以上	1000万円以上	
	B	780～899	1000万円以上	2500万円未満
	C	779以下	1000万円未満	

注) 等級区分評点＝経営事項審査点数（P点）＋地元点（100点）＋福祉点（8点）＋ISO点（4～12点）

1. 地元点は、府内業者（大阪府の区域内に建設業法施行規則第6条の主たる営業所を置く者）で希望する者に加算する。
2. 福祉点は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率（1.8％）を超える障がい者を雇用している場合で希望する者に加算する。

【計算】

障がい者雇用人数 ÷ (常用雇用労働者の総数 × 0.7 (除外率)) × 100 で計算される数が 1.8 (法定雇用率 1.8%) を超える場合

3. ISO点は、大阪府と契約する本店又は支店・営業所等が、ISO9001又はISO14001の認証（参加を希望する工事種別に係るものに限る。）を取得している者に希望する者に加算する。

【計算】

・ ISO9001又はISO14001のどちらかのみを取得している場合

ISO取得後、認証の更新をしていないもの（3年を経過しないもの） 4点

ISO取得後、認証の更新をしているもの（3年を経過しているもの） 8点

・ ISO9001及びISO14001の両方を取得している場合

上記の計算後、どちらか低い点数を2で除し、点数を合計した点数

例：ISO9001が4点、ISO14001が8点の場合 $4 \div 2 + 8 = 10$ 点

ISO9001が8点、ISO14001が8点の場合 $8 \div 2 + 8 = 12$ 点